

# 悪質商法の被害にあわないために



## ○ 「悪質商法」って何？

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

## 悪質商法

### 利殖勧誘事犯

金融商品取引法、出資法、無限連鎖講防止法等に違反する行為（「利殖商法」とも呼ばれる）

### 特定商取引等事犯

特定商取引法に違反する行為及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等の刑法犯

ポイント！

注意！



- いい話でも、一度立ち止まって考えよう！
- 少しでもあやしいと思ったら断わろう！
- 不安なことは1人で悩まず、家族や警察に相談しよう！



○ 「悪質業者」の手口ってどういうのがあるの？



## 【利殖勧誘事犯】

近年、話題性のある**暗号資産(仮想通貨)**に関連した投資、実態のつかめない**海外事業や海外不動産**への投資による被害が多く発生していることに加え、依然として震災復興支援事業や再生エネルギー事業など、**国民の関心が高いテーマに便乗して出資名目でお金をだまし取る手口があります。**

見知らぬ業者から、

**未公開株(販売、買取り、上場)**

**社債(販売、買取り)**

**ファンド(〇〇事業)、(〇〇ビジネス)への出資**

**暗号資産(仮想通貨)、外国通貨**

**FX 取引、先物取引、海外事業への出資**

などの金融商品を勧められ、送られてきたダイレクトメールやパンフレット、または電話勧誘の中で、

**「今だけ」「貴方だけ」「絶対に儲かる」「元本保証」**

**「高額で買い取る」「紹介料や手数料が入る」**

などと言ってきたら、詐欺ではないかと疑ってみる必要があります。



## 【特定商取引等事犯】

高齢者世帯を狙って屋根や床下等の点検を口実に訪問し、**必要のない工事で高額な料金を請求する「点検商法」、高額な商品や不要な商品を販売するため、不安をあおったり、脅かすなどして、高額な寝具や果物等を無理やり売りつける「押し付け商法」、自宅にある貴金属類を安く買ったたく「押し買い」と呼ばれる被害が多く発生しています。**

見知らぬ業者が家庭を訪問して、

**「住宅や屋根瓦、配管等を無料で点検します」**

**「眠っている貴金属類はありませんか」**

**「高額な寝具や果物等を買ってくれませんか」**

などと言ってきたら、悪質な業者ではないかと疑ってみる必要があります。

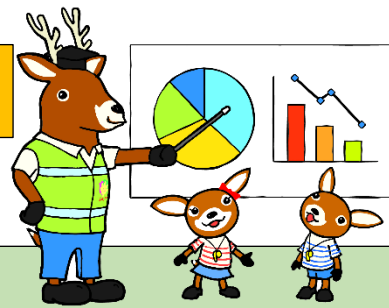


○ 早期に相談を！



悪質業者にお金を払い、1か月以上経過した後、警察に相談に来られる方が多くみられます。**「変だな」と思ったら、早期に相談してください。**

## ○ もっと手口を教えて！（事例紹介）



### 【利殖勧誘事犯】

#### 事例1

マッチングアプリで知り合った女性から「2人の将来のために」と投資をするように勧誘され、指示通り投資したら利益が出た。出金しようとしたが手数料など次々に費用を請求された。結局、出金できないまま相手とも投資会社とも連絡がとれなくなってしまった。

注意

会う前から投資の話を持ち掛けてくるなど、不審な勧誘には注意が必要です。振込先など少しでも不審な点があれば利用を中止しましょう！

#### 事例2

副業を探していたところ「話を聞くだけで100万円あげる」というサイトがあり、無料会員登録した。「報酬を受け取るためには有料会員登録が必要」など次々に金銭を請求され、報酬は支払われなかった。「簡単な作業をするだけで誰でも毎日数万円稼ぐことができる」などと勧誘され、副業のマニュアルを購入したが全然儲からなかった。

注意

「楽にもうかる、簡単に稼げる」などの広告を安易に信じないようにしましょう！副業やアルバイトで「手数料」「登録料」などを請求されたら要注意です。

#### 事例3

業者から「今、100万円分の仮想通貨を買えば2～3年後には2倍になる」と言われて、その話を信じてしまい購入することにした。最近、連絡先として教えられた電話番号にかけてもつながらなくなってしまった。

注意

「将来必ず値上がりする」などと説明されても鵜呑みにせず、実態や仕組みが十分に理解できなければ契約しないようにしましょう。

### 【靈感商法】

#### 事例1

子供がひきこもりになったと悩んでいた。知人に誘われ、悩みを解決するためと、姓名判断や家系図などを用いた勉強会に1年間通った。しかし、最近になってカルト的集団だとわかり、お布施が必要だと言われている。

#### 事例2

広告雑誌を見て開運ブレスレットを購入。後日業者から「先祖に供養しないと家族に災いが降りかかる。」と言われて50万円を振り込んでしまった。

注意

お金を払うことで運が開けたりするわけではありません。不安をあおるようなことを言われても断りましょう！



## 【送り付け商法】

代金引換サービス等を利用して、高額な商品を一方的に送り付けて購入させる商法です。

令和3年7月6日以降であれば、一方的に送り付けられた商品は「直ちに処分可能」となりました！！

### 【送り付け商法対応要領】

1. 注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして送り付けられた商品は、消費者は直ちに処分することができます。
2. 送り付けられた商品の金銭を支払う義務は生じません。仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から請求されても、応じないようにしましょう。
3. 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐに最寄りの警察署へ相談を！！



## 【押し付け商法】

事例

「布団を見せてほしい」と訪問があり「汚れていて体に悪い」「ひと月1万円の支払いだけ」と勧められ、根負けして購入したら総額約40万円であることを知った。



## 【点検商法】

事例

「お宅の瓦が傷んでいる」と業者が訪問してきた。点検後「修理しないと雨漏りする」と言われ約40万円の契約をした。キャンセルを求めると怒鳴り口調で断られた。

注意

訪問者や要件をよく確認し、事業者を安易に家の中に入れないことが大切です。一人に対応せず、必要がなければ断りましょう！

## 【催眠商法】

事例

無料の占いサイトに登録したら、有名占い師を名乗る者に「あなたは素晴らしい金運を持っている」と有料で金運情報を得られるというサイトに誘導された。「あと少しでお金を手に入れられる」「今やめたら不幸になる」などと言われ、やりとりを続けるために高額なお金を支払ってしまった。

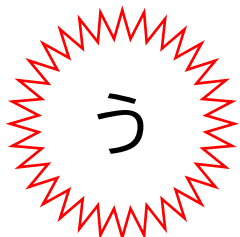
注意

無料サイトだからといって気軽に個人情報を入力してはいけません。占い師や鑑定士を名乗るメールを安易に信用しないようにしましょう！



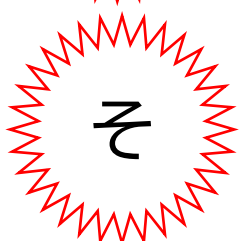
## ～ 悪質商法の被害にあわないためのポイント ～

### 「悪質業者は う そ つ き !」



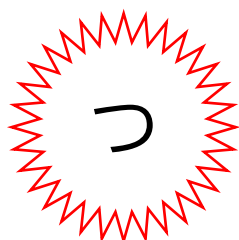
#### うまい話は信用しない!

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴…



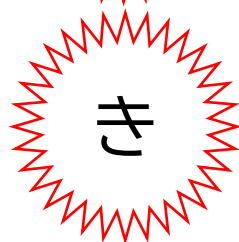
#### そうだんする!

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を



#### つられて返事をしない! すぐに契約しない!

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます



#### きっぱり! はっきり! 断る!

あいまいな返事をせずに、きっぱり! はっきり! 断る!



#### ～ 不安を感じたとき、被害にあったときの相談窓口 ～

- 警察本部または最寄りの警察署
- 警察相談専用電話(「#9110」番)
- 悪質商法相談電話(082-221-4194)
- 都道府県の消費生活センターまたは市町村の消費生活相談窓口(消費者ホットライン 188番)

#### ◇ 被害者ご本人等による連絡

悪質商法などの被害にあってしまった場合は、被害者の方が一刻も早く振込先の金融機関に対し、振込状況を連絡し、**口座凍結**(振込口座からのお金の引き出しを止めること)を依頼してください。被害防止・被害回復のためには、連絡が早ければ早いほど有効です。

#### ◇ 警察による連絡

警察でも、被害者の方などから悪質商法被害に係る相談を受理した場合には、振込控等の関係書類の確認を始め、必要な捜査をした上で、金融機関に対し**口座凍結**を依頼しています。